

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
経済産業省大臣官房会計課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和5年度タクシーの供給に関する請負契約の公募に関し、契約条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、契約期間中、仕様書に従い万全を期して履行しますが、万一不測の事態が生じた場合には、経済産業省大臣官房会計課長の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

条件	回答（○or×）
1. 経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、令和4・5・6年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「運送」の営業品目を選択した者であること。（資格審査決定通知書の写しを添付すること。）	（ ）
2. 事業種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。（関東運輸局長が発行する認可書の写しを添付すること。）	（ ）
3. 一法人につき、関東運輸局認可のタクシー所有台数が500台以上であること。（証明できる書類を添付すること。（任意の様式で可。））	（ ）
4. 24時間ETCの装着車が配車可能であり、領収書を発券できること。（証明できる書類を添付すること。（任意の様式で可。））	（ ）
5. 本公募により経済産業省（以下「当省」という。）が契約する全ての者で使用可能な共通タクシー乗車券（料金後払いタクシー乗車券。以下「タクシー乗車券」という。）を無償で当省に提供できること。（本公募により当省が契約する全ての者の間で協議し、当省が提示する仕様書を参考に作成の上、提供できること。）	（ ）
6. 本契約に係る事務手数料がかからないこと。	（ ）
7. 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を適切に行うこと。	（ ）
8. 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに当省担当課室まで報告を行える体制を有すること。	（ ）

条件	回答（○or×）
9. 当省担当課室からタクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。	()
10. タクシー料金請求書を月末締めで、翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに使用したタクシー乗車券を添付の上、提出可能なこと。	()
11. タクシー料金請求時に、当省の各部課単位の明細書（利用日、タクシー乗車券番号、氏名、乗車地、降車地、利用料金、高速料金等、合計額が明記されているもの。）及び電子媒体（エクセル）を当省担当課室に提出できること。	()
12. エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。（使用実態、取組効果の数値がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()
13. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること	()
14. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。（実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()
15. エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。（実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()
16. 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。（実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。）	()

17. 上記 12. ～16. の条件を満たしていることを確認できる資料又は保証する書類を添付すること。(任意の様式で可。)	()
--	-----

適合証明書に対する照会先：

住 所：

商号又は名称：

担当者名：

電話番号：

F A X 番 号：

M A I L：